

公的資金としての優先株式の取扱いに関する契約書

預金保険機構（以下「甲」という。）と株式会社あおぞら銀行（以下「乙」という。）は、株式会社整理回収機構（以下「RCC」という。）が保有する乙の第五回（丙種）優先株式（以下「本丙種優先株式」という。）及び甲が保有する乙の第四回（甲種）優先株式（以下「本甲種優先株式」という。）に関する甲及び乙の権利義務に関し、平成 24 年 9 月 27 日付けで、以下のとおり契約書（以下「本契約書」という。）を締結する。

1. 乙が返済すべき公的資金については、甲若しくは RCC による売却その他の処分又は乙による取得等により回収された金額を控除した本契約書締結日現在の乙が返済すべき公的資金の金額（以下「要返済額」という。）は、2,276 億円であることを確認する。
2. 乙は、要返済額につき、主として以下の方法により返済するものとする。
 - ① 平成 25 年 3 月期末までに行われる乙による本丙種優先株式 44,220,205 株の取得の対価としての金 22,700,000,035 円の支払い
 - ② 平成 24 年 9 月 27 日に開催された乙の臨時株主総会に上程された「優先株式に係る定款一部変更」に係る議案に基づく定款変更後の乙の定款第 19 条に定める一斉取得日までに本丙種優先株式につき支払われるべき特別優先配当金年間 204.9 億円のその他資本剰余金からの支払い
3. 本契約書締結日以降になされた甲又は RCC に対する前項各号による株式取得対価又は特別優先配当金の支払い額の合計額（以下「支払済額」という。）が、要返済額に相当する額となった場合には、以後、甲は、本丙種優先株式及び本甲種優先株式に関して、法令及び乙の定款に定められる権利に基づく場合を除き、乙からいかなる追加的な支払いも受けることはできず（かつ RCC をしてかかる支払いを受けさせることはできず）、また、かかる追加的な支払いを乙に求めてはならない（かつ RCC をしてかかる支払いを乙に求めさせてはならない）ものとする。
4. 乙は、本契約書の有効期間中、要返済額から支払済額を控除した金額を対価の総額として、その時々において甲及び RCC が保有する全ての本丙種優先株式及び本甲種優先株式（一部は不可）を取得することを請求することができるものとし、かかる請求があった場合、甲はこれに応じ、また、RCC をしてかかる請求に応じさせるものとする。なお、この場合における各本丙種優先株式及び本甲種優先株式の取得対価の内訳並びに甲及び RCC に対する支払い額については、当事者間で協議の上定めるものとする。

5. 乙が前項に定める請求を行った場合、甲及び乙は、前項に従って定められた条件による本丙種優先株式及び本甲種優先株式の売買契約の締結及び実行のため、民法・会社法その他の適用法令に従い必要とされる手続（以下「本売買手続」という。）を履行するよう合理的な努力（甲にあっては、RCC に本売買手続を履行させるよう必要な管理・監督を行うことを含む）を行うものとする。
6. 甲は、乙の定款に規定される特別優先配当金の全額が支払われている限り、本丙種優先株式及び本甲種優先株式を第三者に譲渡してはならず、また、RCC をして第三者に譲渡させてはならないものとする。
7. 本契約書の有効期間中、乙は、乙の普通株式の株価がハードル株価を上回るなど返済条件が満たされた場合には、乙の財務の健全性及び市場の安定性に留意しつつ、会社法及び金融商品取引法の手続きに則り、可能な限り迅速に残存する公的資金（要返済額から支払済額を控除した額）を完済すべく、必要な手続きを履行するものとする。なお、甲及び乙は、資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る一般的な対応方針として甲がその時々において公表している方針（本契約書締結日現在においては、平成 17 年 10 月 28 日付「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」に記載の方針）が、本丙種優先株式及び本甲種優先株式の取扱いにも適用されることを確認する。但し、例えば、市場が極端に混乱し乙の財務に与える影響が計り知れない場合には、乙において財務の健全性及び市場の安定性に関する経営判断に相応の時間を要することがあり得ることを、甲は確認する。なお、ハードル株価とは、要返済額から支払済額を控除した金額を、本丙種優先株式及び本甲種優先株式に係る当該時点における潜在普通株式数で除して得られる価格を意味するものとする。
8. 本契約書は、本契約締結日から、甲及び RCC による要返済額全額の回収が完了し、かつ、甲及び RCC が本丙種優先株式及び本甲種優先株式の全部の処分を完了した日まで有効とする。

（以下、余白）

本契約書締結を証するため、正本 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 9 月 27 日

甲：住所 東京都千代田区有楽町一丁目 1 2 番 1 号
氏名 預金保険機構
理事長 田 邊 昌 徳

乙：住所 東京都千代田区九段南一丁目 3 番 1 号
氏名 株式会社あおぞら銀行
代表取締役 馬 場 信 輔